

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	38	課程
学校名	福岡県立香住丘高等学校	全日制 定時制 通信制

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動を行うことができるよう、いじめが行われないような体制を構築する。
- (2) 生徒に対して、いじめが許されない行為であることを十分に理解させるとともに、いじめを行わない、いじめを放置しないことの重要性を認識させる。
- (3) いじめに対して早期発見・早期対応がとれるよう、学校・保護者等が一丸となって、いじめ問題の克服に向け組織的に対応する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的考え方

どの生徒も、いじめの被害者にも加害者にもなりうるという事実を全校で共有する。また、生徒が安心して諸活動を行うことができるよう、授業やホームルーム活動等を通して、コミュニケーション能力を高め、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む。

(2) いじめ防止のための実態把握

ア 教職員の気づき

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。授業やホームルーム、部活動及びその他の活動の中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることのできる感性を高めていくことが求められる。そのため教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、専門家を講師とした研修等を計画的に実施する。

イ 実態の把握

個々の生徒の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、生徒及び保護者へのアンケート調査や学級内の人間関係を把握するアンケート調査等を行い、実態を把握する。また、配慮を要する生徒については、関係者間で情報を共有し、共通理解を徹底する。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う人間関係づくり

ア 生徒からの信頼

生徒は、教職員の挙動に注目している。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長するおそれがある。教職員は、生徒の模範となり、信頼されることが求められる。

イ 教職員の協力・協働体制

配慮の行き届いた学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、相互に学級経営や授業、生徒指導等について研鑽を積み、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

ウ いじめに対する正しい理解

個々の生徒が、いじめ問題について学び、「いじめられる側にも問題がある」といった間違った認識を改めさせる。また、生徒会活動等、生徒自身がいじめ防止に取り組むことを推進する。

エ 自尊感情を高める

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を設定し、それぞれの違いを認め合う人間関係づくりが大切である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への心のこもった言葉掛けが、自己肯定感につながり、生徒の変化を促す。

(4) 人権を尊重し豊かな心を育てる

ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されない行為である」ことを生徒に理解させることが重要である。また、生徒が他者の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や豊かな人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

イ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育が重要である。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが重要である。学級の生徒の実態に応じた題材や資料等を十分に検討したうえで、道徳教育を充実させる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

保護者に対して、いじめの実態や指導方針等の性格な情報を提供し、意見を交換する場を設ける。また、いじめの実態や家庭教育の重要性等を具体的に理解してもらうために、広報活動を積極的に行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、潜在化しやすいことを認識し、些細な事象も軽視せず、常に生徒からのサインを捕らえる心構えが必要である。また、情報交換を積極的に行うことで、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 生徒の実態の把握

定期的に行う学校生活に関するアンケート調査等で生徒の実態を把握する。その際に、生徒が事実をありのままに訴えられるよう、実施方法や調査内容を工夫する。

イ 保護者との連携

家庭生活に関するアンケート調査や保護者面談等を通して、家庭での生徒の様子を的確に把握する。また、保護者が相談しやすい雰囲気を作るために、日頃から生徒についての情報交換を積極的に行う。

ウ 日常の情報収集

アンケートに限らず、面談や授業、ホームルーム活動において、生徒の変化を見逃さず、実態把握に努める。また、複数の職員で収集した的確な情報の交換を行う。

エ 情報の共有と組織的対応

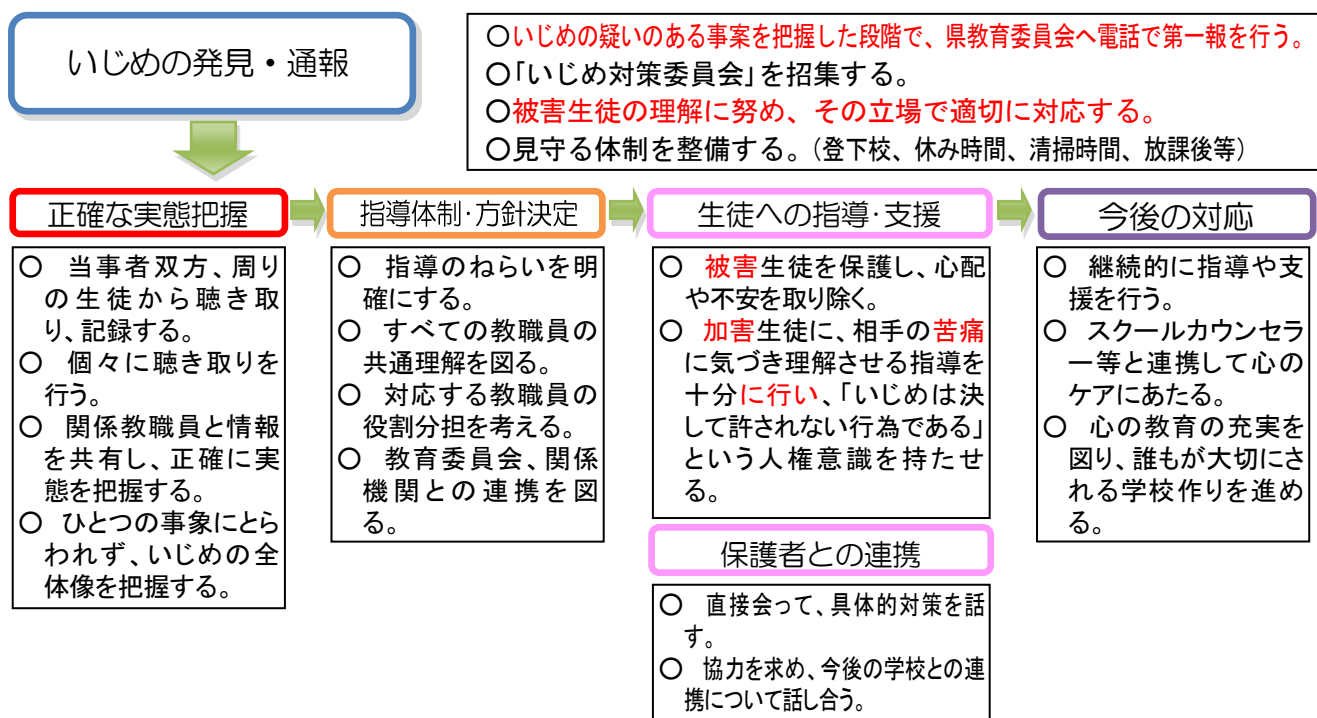
個々の職員が収集した情報を共有するために、いじめ対策委員会等の組織を活用し、全職員で情報が共有できる体制を整える。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対応（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめを発見・通報を受けた場合は、個々の職員で抱え込まない。いじめの認知は必ず生徒支援委員会において組織的に行う。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。指導に当たっては、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、被害生徒を守るという立場に立って適切に対応を行う。加害生徒の指導の際には、生徒の人間の成長を主眼として行う必要がある。また、指導方針や情報開示については保護者の理解のもとに行い、必要に応じて、医療機関を含む専門機関と連携して対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア 生徒に対して

- (ア) 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (ウ) 必ず解決できる、解決させるということを伝える。
- (エ) 自信を持たせる言葉かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。
- (オ) 安心して教育を受けられる環境を確保する。

イ 保護者に対して

- (ア) いじめを発見したら速やかに家庭訪問等を行い保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- (イ) 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- (ウ) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- (エ) 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (オ) 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- (カ) 必要に応じて専門機関の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア 生徒に対して

- (ア) いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、いじめの背景に目を向け指導する。
- (イ) 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは「人として決して許されない行為である」ことやいじめられた側の気持ちを理解させる。

イ 保護者に対して

- (ア) 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、今後の指導に対する理解を求め、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求める。
- (イ) 「いじめは人として決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (ウ) 生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 当事者だけの問題にとどまらず、学級及び学年、学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめに加担することになるということを理解させる。

エ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

オ いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

カ 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻す。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

イ 未然防止には、本校の「生徒の携帯電話（スマートフォン等）の所持及び使用に関して」に基づき、生徒の携帯電話、スマートフォン等の使用を監督するべき保護者と連携した取組を行

う。

ウ 早期発見には、携帯電話等の使い方の変化や、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携した取組を行う。

エ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や法律違反等、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または生徒支援委員会（兼いじめ対策委員会）での審議に基づき校長が判断し、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態の意味について

第28条

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、上記第1、2号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

ア 速やかに県知事、高校教育課及び関係機関へ報告するとともに、生徒支援委員会（兼いじめ対策委員会）において対応の検討等、校長を中心として組織的な対応をする。

イ 重大事態に対処し、同様な事態の再発防止のため、該当の事案に対する調査を行う。場合に

よっては学校だけでなく、弁護士や精神科医等の専門的な知識を有する者からなる調査機関を設け、事案の調査を行う。

ウ 事案によっては、マスコミ対応も考えられるため、窓口を明確にして誠実な対応に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査結果等の情報を適切に提供する。その際にいじめの事実が正確に伝わるよう文書を作成し、また、防止策や保護者所見について記載したものであることとする。

イ 調査結果については、速やかに県知事や関係機関への報告を行う。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 生徒支援委員会（兼いじめ対策委員会）

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校のいじめ対策基本方針に基づく取組を実践し、年間計画の作成・実行等を行う

イ 生徒に関する情報の共有を図り、支援を要する生徒に対する適切な支援方法等を協議するとともに、いじめの未然防止策を検討する。

ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

エ いじめの疑いがある場合には、いじめの情報の迅速な共有と関係生徒への事情聴取等の対応を行う中心組織としての役割や、保護者や地域に対する情報発信の役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 事実関係の調査の結果を基にして当該重大事態に対処し、同種の重大事態の再発防止策について検討する。

7 学校評価

(1) いじめの早期発見に関する取組に関すること

ア 毎月のアンケートの結果に基づいて、必要に応じて個人面談等を実施する。

イ 生徒の欠席日数を毎週把握して、必要な場合速やかに対応する。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

ア 生徒の社会性やコミュニケーション能力を育み、他人の気持ちを共感的に理解し、互いを認め合うことのできる心を育てる。

イ いじめに関する校内研修や職員会議等を実施して、いじめについての認識や情報を共有する。

ウ 生徒支援委員会（兼いじめ対策委員会）を中心として、全教職員により学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直す。